

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 小中村清矩と法制学講義

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮部, 香織 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000630">https://doi.org/10.57529/0002000630</a>

## 小中村清矩と法制学講義

宮 部 香 織

### はじめに

小中村清矩は、幕末より明治期半ばにかけて活動した国学者であり、学位令による初の文学博士号を授与されたうちの一人である。小中村は、太政官、神祇官、教部省、内務省、文部省など諸省に勤め、種々の取調や編纂事業に従事し、これら明治政府における職務とともに、東京大学をはじめ斯文学会、皇典講究所、國學院などの教育研究機関にて教鞭を執つたことは夙に知られている。国学者である小中村の学問領域は、古代法制をはじめとする法制沿革や歴史学、記紀万葉や源氏物語などの国文学や経書漢籍の漢文学のみならず、主要著作の一つとして『歌舞音楽略史』を著しているように芸能にまで及んでおり、非常に多くの業績を残している。

本稿では、小中村の多岐にわたる業績のうち、黎明期の法制史学の泰斗としての小中村に焦点をあてたいと思う。その中でも、小中村のライフワークであったと言っても過言ではない我が古代法典「令」の公権的注釈書『令義解』の注釈執筆と、『令義解』を主とする法制科目の講義についてとりあげ、小中村の学問的および教育的功績について

考察していくこととする。

## 一 小中村清矩と『令義解』

### (一) 小中村清矩の経歴

まず、小中村清矩が東京大学で教鞭を執るようになるまでの経歴を見ていきたい。<sup>1)</sup>

小中村清矩は、文政四年（一八二二）に江戸麹町五丁目生まれ、名は栄之助（のちに金四郎、金右衛門、通称は将曹、号は陽春廬）であった。三歳と六歳の頃に父と母が相次いで亡くなったために、同十一年、母の妹の婚家である小中村家の養子となり、読み書きの手習いを始め、算術も学ぶようになる。天保五年（一八三四）に名を清矩と改め、置賜鼎斎に詩を、西島蘭溪に漢籍を学び、同九年に養父春矩が亡くなり家業を継いだ。小中村は家業の商家の仕事に就きながら、その後も学問を修め、弘化元年（一八四四）に『令義解』、『制度通』、『公事根源』などの法制書を読んで深く感銘を受け、同四年には『続日本紀』、『三代実録』、『周礼』、『江家次第』、『類聚雜要抄』などを読み、古代法制の研究を志すようになる。嘉永四年（一八五二）、漢学者亀田篤谷、国学者伊能穎則に入門し、翌五年に家業を次男の文次郎に譲って学問に専念し始める。小中村は、この頃より『令義解』の注釈の執筆を思い立ったとされている。

安政二年（一八五五）、紀州藩の赤坂藩邸内にあった古学館で教授していた本居内遠に入門した（内遠の死後は子の豊穎に学んだ）。同四年に小中村は古学館教授となり、「類聚国史統紹」の編纂に従事し、新宮藩主水野忠央の丹鶴書院に招聘されて丹鶴叢書の編輯にも従事している。文久二年（一八六二）に紀州藩士に列せられるとともに古学館

の頭取となり、翌三年には、幕府の命により和学講談所に出勤し、そこで『令義解』の講義を行なった。小中村はこの間、律令に関する著作（『紀伝博士備考』、「止才類纂」、「或問刪定」など）を複数執筆しており、この文久二年より『令義解』の注釈である「令義解疏証」の執筆を開始している。

明治二年（一八六九）七月、太政官制度局で制度取調の職に任ぜられ、「二官八省ノ事」、「御即位大祀ノ事」などの取り調べに参与し、また大学中助教に任ぜられて「語箋」の編纂にも従事し、同年十一月に神祇権大史として「語彙」の編纂も兼務した。さらに、昌平学校に召され、木村正辞、横山由清らと共に史料編輯国史校正局において史料編纂および六国史の校訂に従事した。その後も明治政府の各部署での業務に尽力するのであるが、明治三年に大学学制が定められ、右の種々の職務とともに大学校に出仕して「大宝令」の講義を行なうこととなり、小中村の教育者としての事績もこれより本格的に始まっていくのであった。

小中村の各種教育機関での講義等については次節に詳述していきたいが、小中村が担当した講義の多くは、前述した初期の和学講談所での『令義解』講義や、大学校での「大宝令」講義もそうであったが、古代法制に関するもの、特に『令義解』についての講義が多くを占めていた。これは小中村が古代法制の研究者とならんとしていたこと、『令義解』の注釈の執筆を志していたことなども当然関係しているようだが、明治初期というのは現行の法律制度の整備に我が古代の法制を大いに参照していた時期でもあり、実用の学としての需要もあつたからであろう。

なお、小中村は多くの著作のほかに日記も書き残している。それらは「小中村博士日記」、「小中村翁日記」として知られるところであり、現在は国立国会図書館および東京大学総合図書館などに所蔵され、近年には大沼宜規氏による翻刻が『小中村清矩日記』（汲古書院、平成二十二年）として刊行された。日記は、小中村の生涯のすべてを網羅しているわけではないが、嘉永二年、同四～六年、安政二年、明治四～五年、明治十五～十六年（小中村博士日記）、

同二十〇二十八年〔小中村翁日記〕の分が存し、このうち明治十五年以降の日記には、東京大学をはじめとする諸々の教育機関で小中村が行なっていた講義の内容などが覚え書きとして記されており、小中村の講義の一端をうかがい知るのに格好の史料と言えよう。そこで、これらの日記を参照しながら、小中村が担当していた講義について見てみたいと思う。

## （二）「令義解疏証」について

小中村が『令義解』の講義を行なうに際して、先に述べた小中村執筆の『令義解』注釈である「令義解疏証」における研究成果が活用されていたものと考えられる。そこで次に、この「令義解疏証」について見ていきたい。

「令義解疏証」は、和装本全三六冊からなる小中村清矩著作の『令義解』の注釈であり、現在は京都大学法学部図書館に所蔵されている。三六冊の内訳は、職員令一〇冊、神祇令二冊、戸令上・下二冊、田令二冊、賦役令上・下二冊、学令二冊、選叙令二冊、継嗣令・考課令上・下二冊、禄令一冊、宮衛令二冊、軍防令上・下二冊、儀制令二冊、衣服令上・下二冊、営繕令二冊、公式令一〇冊、厩牧令二冊、假寧令・喪葬令一冊、捕亡令・獄令上・下二冊）であり、官位令、後宮職員令、東宮職員令、家令職員令、僧尼令、関市令、雑令の注釈は存せず、これは当初より執筆されていなかったのか、途中で失われてしまったのかは不明である（関市令・雑令については、小中村の日記に「関市令・雑令疏証四五葉したゝめ」（明治二十一年一月九日条）との記述が見られ、執筆に着手してはいたようである。なお、倉庫令、医疾令は『令義解』自体が欠佚している）。小中村の草稿類がまとめられている「陽春蘆草稿」（東京大学附属総合図書館所蔵）中に綴られている「陽春蘆著述目録」の冒頭に「令義解疏証 廿九卷 未完」と記載されており、この「廿九卷」はもともと「十八卷」と記されて

いたものが朱筆にて「廿九」と書き改められている。さらに、その内訳についても左のように記載されている。

職員令【八】十 田令一 戸令二 賦役令二 学令一  
 選叙令一 儀制令一 軍防令【下】二 宮繕令一  
 神祇令一 継嗣令考課令合一 宮衛令一 衣服令二  
 捕亡令獄令合一

これを見ていくと、三行目の「神祇令一」以下については後の加筆と見られ、一行目の「職員令」と二行目の「軍防令」も巻数が増されており、未完ではあるものの逐次執筆が進められていたことがうかがえる。現在残されている「令義解疏証」は、前述のごとく全部で三六冊あり、右の目録に一一冊分の加筆がなされた時点から、さらに禄令一冊、公式令四冊、厩牧令一冊、仮寧令・喪葬令一冊の計七冊が追加されたことになる。これらの注釈は、追加の順を見ればわかるように、『令義解』の冒頭から順番に執筆されたものではなく、小中村の関心が高い箇所から、もしくは執筆が容易である箇所から執筆されていたようである。

次に、「令義解疏証」の内容について述べていくと、まず『令義解』の令文ないし義解文の文言が適宜抜き書きされており、それに続けてその文言に関連する、あるいはその文言を理解するために有用である和漢の典籍史料や国学者による解釈などが複数引用されており、それらに加えて「按」として小中村自身の見解等が記されている。およそ全篇にわたりこの体裁をもって執筆されているが、巻による内容の充実度には差が見られる。これは、現在残る「令義解疏証」が完成稿ではなく、依然、執筆の途上にあつたゆえと考えられる。実際、「令義解疏証」には多くの余白

部分が設けられており、小中村による『令義解』の研究が深化するにつれて追々加筆していくことを想定していたようであり、巻によつては小中村の後の筆による加筆がなされている。つまり、小中村自身が著述目録に「未完」と記していたのは、いまだ執筆していない令篇目があることとともに、既存の巻についてもその内容がまだ完成の域に至っていないかったことを意味しているであろう。

この「令義解疏証」のうち、職員令および神祇令の巻には小中村の自筆墨書による識語が以下のように書き入れられている。

職員令一「慶応二年三月令人中書了 尹詮補トアルハ紀藩山沢氏の補入ナリ」

職員令四「慶応三年五月囑大久保春野令中書了」

職員令五「慶応三年六月囑大久保春野令中書了 小中村清矩」

職員令六「慶応三年八月囑大久保春野令中書了」

職員令七「慶応三年十月囑大久保春野令中書了」

職員令八「慶応三年十一月囑大久保春野令中書了」

職員令九「明治十六年十一月令萩野由之撰書入本令輯録了」

職員令十「明治十七年二月令萩野由之撰書入本令輯録了」

神祇令「明治十七年一月令義子義象撰書入本令輯録了」

右の識語によれば、職員令の八巻までは慶応二年から三年にかけて作成されたもので、一卷は某人に「中書」させ、

紀州藩山沢尹詮<sup>2</sup>による補足の書き入れがあるとし、四巻から八巻までは大久保春野<sup>3</sup>に「中書」させたとある。当該巻の「令義解疏証」を見ていくと、後の加筆部分以外は小中村の自筆ではなく、他者の筆によつて記されている。詳しくは後述するが、この「令義解疏証」の草稿の一部が「陽春廬草稿」の中に綴られており、こちらは全て小中村の自筆によつて記されている。慶応年間、小中村は紀州藩の古学館や幕府の和学講談所に勤めており、おそらくそこで自著の浄写の手伝いをしてもらっていたのであろう。一卷識語にある紀州藩山沢尹詮による補筆というのも古学館での繋がりによつてなされたものと考えられる。

職員令九巻、十巻と神祇令の識語は、時期が下つて明治十六、十七年の頃のもので、萩野由之、小中村（池辺）義象に書入れ本によつて輯録させたとある。明治十六、十七年は小中村が東京大学古典講習科で教鞭をとつていた時期で、執筆の手伝いをしている萩野と池辺は古典講習科の生徒であり、池辺については小中村の養子に入っている間柄でもあった。ちなみに、これら九冊以外には小中村の識語は記されていないが、著述目録において職員令の巻数を八から十に訂正しているのは、この九巻十巻の二冊の追加を指しているものと思う。そのように考えるならば、著述目録の神祇令以降の加筆部分の巻はこの明治十六、十七年以降に執筆されたものと推測される。

「令義解疏証」の内容について、さらに詳しく見ていきたい。「令義解疏証」は、前述のように『令義解』の注釈であり、逐条ごとに注釈がなされているが、令文ないし義解文は全文を引用するのではなく説明すべき文言を見出しのように抜き出し、その後一字下げもしくは二字下げで関連史料や按文が記されている。同書に引用されている史料は、『令集解』に引載されている諸私記の注釈や、律令格式の関連条文、六国史をはじめとする歴史書、官制などを扱った有職故実書、『万葉集』などの歌集といった日本の古典籍は当然のごとく、唐律の条文や『唐六典』、『通典』などの日本の律令の母法である唐の法典・法律書、また経書や正史の類はもちろん、明律の条文、明律を日本語で解説し



た荻生徂徠の『明律国字解』など明代の法典・法律書の類も引用されており、古今の和漢典籍が網羅的に参照されている。

さらに、これらの古典籍に加えて、荷田在満および冬満、伴信友、壺井義知、栗原信充、近藤芳樹、栗田寛、村田春海、山田以文、小山田与清といった江戸期の国学者の解釈も引用されている。これらの国学者は、律令の注釈書や官制、法制に関するまとまった著作がある者もいればそうでない者もいる。たとえば、近藤芳樹の説は「標注云」として、その著作『標注令義解校本』からの引用であることが示されている。他方、荷田在満などは律令に関する著作は存するものの、令の全編にわたる注釈は執筆していない。それにもかかわらず、この『令義解疏証』では「在満云」として荷田在満説が随所に引用されている。小中村は何れの書物を参照してこれらの国学者の説を引用したのであるうか。おそらく小中村は、江戸期に国学者や漢学者によって作成・転写され、当時多く流布していた『令義解』の校合本<sup>4</sup>より、これらの学説を抜き書きしたものと考えられる。慶安三年（一六五〇）に京都の書肆より立野春節が版行した『令義解』（青本、京本とも称す）の校定の精度が低かったため、当時の学者たちがこぞつて更なる校合作業を行ない、これを京本『令義解』に書入れたものが学者たちの間で書写されて共有されるところとなつていった。このようにして、国学者・漢学者によるさまざまな学説が蓄積されてゆき、やがては『令義解』<sup>1</sup>による『令義解』（赤本とも称す）の新刻がなされるに至るのであつた。この様々な学者の説を書入れた青本『令義解』の転写本が現在も多く伝わっており、小中村もこれらの転写本を所持していたものと思われる。つまり、小中村は『令義解』校合本や国学者の律令関連の著作を参照して、「令義解疏証」の中に国学者たちの学説を引載したのである。また、小中村は「友人横山由清」として、横山由清の説も引用しており、これは小中村と横山が著述の貸し借りや意見の交換を直接行なっていたものが記載されるところとなつたのであろう。

このように膨大な和漢の古典籍や先行する学説を参照しながら「令義解疏証」は執筆されているが、これと同様の手法で著された令注釈書として、稲葉通邦、河村秀根、石原正明、神村正鄰らによる『講令備考』があり、小中村はこれに影響を受けたとされている。<sup>(5)</sup> 稲葉らが複数名で令の研究會を催して令研究を進め、その成果をまとめて『講令備考』を執筆していったのに対して、小中村がほぼ一人で同様の形式で著述を執筆していくのはなかなか骨の折れる作業であったと思われるが、その執筆過程の一端をうかがわせる草稿の一部が、前述のように「陽春廬草稿」の中に残されている。この草稿を手掛かりに、小中村の執筆の過程を次に見ていくことにする。

この「令義解疏証」の小中村自筆による草稿は、職員令（二四丁）、選叙令（二丁）、軍防令（六丁）、公式令（九丁）、喪葬令（二丁）が存し、さらにこれより前の段階の覚え書き程度の草稿（五丁）もあわせて綴られているが、いずれも断片であり、後人の手によるのか錯簡も生じている。これらのうち、比較的まとまって残っている職員令の草稿を取り上げてみたい。

### 巡察使

秀実云持統紀<sup>(三)</sup>遣巡察使於諸国<sup>(△巡察使ノ号始テ此ニミエタリ)</sup>巡察建官号蓋由此始也

※ ○此前天武紀 四年九月ノコトヲ引ケリ攷合ハシ

清寧紀三年九月癸丑遣臣建巡風俗カレ最モ由シ

### 巡察使沿革

<sup>(五)</sup>今按養老二年ノ制ニ始テ按察使ヲ置カレ国守ヨリ兼帶ス又畿内ニハ撰官ト云モノヲ守ノ外

府ノ<sup>(ヨ)</sup>官人兼帶シテ管国ノ非違ヲ糺スコトヲ掌ル天平三年紀ニハ畿内惣官諸道ノ鎮撫使トモイヒ後二又節度使

筑紫ハ大宰

觀察使ナトモイヘリ共ニ此ニイフ觀察使ノ沿革ナリ後世ハ陸奥出羽按察使ノミ存シテ大中納言ナトヨリ兼補スルコトナレリ

統紀文武二年五月○同三年三月十月○四年二月八月○大宝三年正月十一月以上ニ巡察使ノ事ミユ

※鼈頭書入れ「天武紀廿九ノ戊午云々 四十三丁オ 引ヘシ」

右は、職員令太政官条の令文「巡察使」についての注釈であり、巡察使に関する『日本書紀』および『続日本紀』の記事の引用と、小中村による按文が記されている。冒頭の「秀実云」は蒲生秀実の『職官志』からの孫引きの意と考えられる。この蒲生の『職官志』に引かれた典拠史料を取掛かりとして、その後小中村自身が調査して見つけた参考史料を追記し、これらの史料をもとに考察した小中村による按文を書き加えている。おそらく草稿は思いつくままに書き連ねられていったものと思われ、後に見返して不要と思われる史料は抹消するとともに、必要な史料については原典にあたって調べる旨などの指示の覚え書きを記し、また、史料などの執筆順序などの構成も検討しなおされ、朱筆による番号が振られている。この作業は改めて清書することを念頭において進められたものであったようであり、この草稿をもとに「令義解疏証」が作成されている。この清書作業は小中村自身の筆で行なわれた巻もあるが、多くは他の者の筆によってなされている。前掲の「巡察使」の箇所は他筆にて左のように書き改められている。

#### 巡察使

清寧記<sup>(マ)</sup>三年九月癸丑遣臣連巡省風俗 天武紀十四年八月戊午直広肆都努朝臣牛飼為東海使者直広肆石川朝臣

虫名為東山使者直広肆佐味朝臣少麻呂為山陽使者直広肆巨勢朝臣栗持為山陰使者直広參路真人迹見為筑紫使者判官一人史一人巡察※国司及百姓之消息」持統紀八年七月丙戌遣巡察使諸國

按巡察使ノ号始テ此ニ見エタリ

統紀文武二年五月三同三年三月十四月二月八日大宝三年正月十一日

以上ニ巡察使ノ事ミユ

**巡察使** 沿革按養老二年ノ制ニ始テ按察使ヲ置カレ国守ヨリ兼帶ス又畿内ニハ撰官ト云モノヲ守ノ外ニ置レ筑紫ハ大宰府ヨリ兼帶シテ管国ノ非違ヲ糺スコトヲ掌ル天平三年紀ニハ畿内惣官諸道ノ鎮撫使トモイヒ後ニ又節度使觀察ナトイヘリ共ニイフ巡察使ノ沿革ナリ後世ニハ陸奥出羽按察使ノミ存シテ大中納言ナトヨリ兼補スルコトニナレリ

右の清書された「巡察使」の項目は、草稿で振られていた番号順に並べ替えられ、内容も草稿にほぼ忠実に書き写されている。なお、この清書された「令義解疏証」にも、小中村による加筆や修正が加えられており、右の項目においても字句の修正が加えられ、鼈頭部分には「統紀天平十年十月、同天平十六年九月、三代格天長元年八月廿日、官符、紀略天長二年八月、是ヨリ後巡察ノコトヲミズ」との関連史料についての追記がなされている。すなわち、この清書稿も注釈の作成途上の産物であり、やがてはこれを更に加筆・整理し、清書してより完全な注釈を作成することを小中村は目指していたと思われる。実際、小中村の晩年の日記において、「平安通志桓武御紀」、「延暦詔勅」、「平安京紀事」、「歴代制度」、「中古職官考」を参照し、必要に応じて「令義解疏証」の職員令の巻への書き入れを行なっている。<sup>⑦</sup>

小中村が青年期よりその執筆を開始し、晩年にいたるまで加筆や修正を加え続けていたこの「令義解疏証」は、小中村の死去により未完のまま、現在も稿本が残されているのみとなった。<sup>(8)</sup>しかし、その内容がまったく公にされなかった秘蔵の書であったわけではない。小中村は、東京大学をはじめとした教育機関などで講義を行なう際の予習に「令義解疏証」を見返している。また、場合によつては講義を聴講する者に対して、同書を貸し出すこともあった。<sup>(9)</sup>小中村が行なっていた『令義解』の講義については、いくつかの講義録が印刷物として残されている。つまり、これらの講義録の基礎となつているのが「令義解疏証」に著された研究成果であつたと言えよう。このように「令義解疏証」そのものはその内容が広く公にされることはなかつたが、講義録を通じて小中村の『令義解』研究の成果は多くの人のもとに届けられたのである。

## 二 小中村清矩の法制学講義——『令義解』の講義を中心に——

それでは、次に小中村が担当していた講義について、「令義解」をはじめとした法制科目を中心に見ていきたい。

### (一) 斯文学会での講義

明治十三年に有志を募つて発足した斯文学会<sup>(10)</sup>は、「斯文学会規則」の第一条に「本会ハ風教ヲ振張シ、文学ヲ興隆スルヲ以テ主旨トス。其事、大別シテ三項ト為ス。第一学校。第二講説。第三著撰。」を掲げ、一般民衆による漢学への関心を促すために、斯文齋を設立して漢籍類の講筵（講義）を開き、その講義筆記や数種の雑誌を出版するなど、の教育活動を行なつていた。

斯文学会では、明治十四年三月より、火曜に経書・歴史、金曜に経書・文学の講義を毎週開講することとしたが、講義開始に先立つ同年一月に、講義を担当する文学（講師）の一人であった阪谷素が死去したため、その欠員補充として小中村が選出された。<sup>(1)</sup> 講義は、火曜と金曜でそれぞれ二科目ずつ計四科目が設定され、一週おきに交替で行なわれていたようである。小中村は当初、『唐宋 八大家文』担当の中村正直（後に島田重礼が担当）とともに金曜に『令義解』の講義を担当しており、翌十五年十月には火曜に移動して『論語』担当の岡松辰（甕谷）とともに『令義解』を講義している。<sup>(2)</sup>

この斯文学会の講筵が開始されてからまもなくの同年六月に、聴講できない全国の会員に向けて、その講義内容を筆記した『斯文学会講義筆記』が刊行された。第一号に掲載されている凡例を以下に掲げたい。

### 凡例

一 斯文学会ノ講筵、明治十四年三月廿二日ヲ以テ開キ、爾後毎週火金両曜日ヲ以テ之ヲ挙ク、然ルニ、講説ノ功、独リ一堂ノ聴衆ニ止リ、偏ク各地ノ会員ニ及ス能ハス、因テ今其講説ヲ筆記シ之ヲ梓行ス、広ク会員ト其益ヲ共ニセント庶幾スルナリ、

#### （中略）

一 此編、毎号四五講ヲ載ス、而シテ一巻ノ員數、凡ソ二十葉ヲ以テ限トス、但講書ノ本文ハ、之ヲ略載ス、紙數ヲ増サ、ルヲ欲スレハナリ、

#### （中略）

一 毎講、結尾余白アルモ、之ヲ存シ、次講ハ別頁ニ起ル、巻ヲ積ムノ後、各書ヲ分別シ、各專書ヲ成シ、以テ披

閱ニ便ナラシメント欲スルナリ、

右の凡例によれば、毎号四、五講の講義筆記を掲載していくとあるように、毎号に全ての講義が網羅されているのではなく順繰りに数篇の講義筆記が掲載されており、紙数を節約するために各講義の教本に用いている漢籍の本文は、一部のみに節略して全文は載せずに講説の内容を載せることに重点が置かれている。また、この講義筆記を最終的に講義ごとに分断して合冊することにより、各々独立した講義筆記が完成するような体裁となっている。小中村による『令義解』の講義筆記は第一号より掲載され、序として律令格式の由縁や我が国の法律沿革の話に始まり、官位令から職員令へとほぼ毎号に四、五丁分が掲載されていたが（第五号には掲載なし）、第七号に至って次のような凡例が追加された。

一 令義解ノ講義専ラ塙本ニ依ル、塙本ヲ所持セサル者、筆記ノ省文ヲ憾ム、因テ本書ヲ縮写シ、毎号二三葉ヲ附刊シテ、参看ニ供ス、

但官位令ハ相当表ト為シ、一覽ニ便ス、

これによれば、小中村の『令義解』の講義は、教本に塙本『令義解』（塙保己一が校定して出版した木版刷）を用いて行なわれていたが、この講義筆記の読者の多くは塙本を所持しておらず、現在の『令義解』の本文が節略された体裁はこの講義筆記の内容を理解するには十分でないとして、今号より『令義解』の本文も講義筆記とは別立てて掲載されることとなった。このように『令義解』のみに本文を掲載するという配慮がなされたのは、読者からの要望の

声が非常に多かった、また、他の講義で用いられている『書経』や『論語』、『孟子』、『莊子』などの経書に比べると『令義解』は入手しづらい典籍であったなど、いくつかの理由が考えられよう。今号以降、小中村の講義筆記は数えるほどしか掲載されなくなるものの、『令義解』本文についてはその後もほぼ毎号にわたって掲載されている<sup>16</sup>。『斯文学会講義筆記』は第六十九号（明治十九年六月）まで刊行されたが、小中村の『令義解』講義筆記は第一、二、三、四、六、七、十一、十三、十四、十七、二十、二十三、三十五、三十九、四十一、四十九、五十号の一七回分、内容にして職員令内染司条までしか掲載されていない。

それでは、斯文学会において実際に行なわれた講義ではどこまでの内容が教授されたのであろうか。明治十五年四月から十六年十二月にかけての小中村の日記に、斯文学会での講義についての記述がしばしば出てきており、これに拠って小中村の『令義解』の講義の内容について見ていくことにする。

まず、明治十五年四月七日の条に「退出後、斯文学会へ出、僧尼令を講ず」、次の同月二十一日の条には「大学退出後、斯文学会出席、僧尼令了、戸令始メル」との記述があり、僧尼令の講義を終了して次の篇目の戸令の講義へと進んでいる。その後、五月二十三日、六月二日、同十六日、同三十日、十月十日に斯文学会で戸令の講義を行なった記述が見られる。戸令についての講義はこの五回で終了したのか、十月二十四日にはその次の篇目である田令の講義に進んでいる。つまり、斯文学会での講義は、『斯文学会講義筆記』に途中まで掲載されていた職員令はすでに終了し、その先の神祇令、僧尼令、戸令、田令にまで及んでいたのである。なお、この十月二十四日の条には、「文部省引、田令下見及疏証旧稿取調」との記述も存し、小中村は同日の午後に行なう田令講義のための準備として『令義解』の田令の篇目を見直すとともに「令義解疏証」を調べ直している。日記では、明治十五年十一月七日の条に田令の講義を行なったのを最後に、斯文学会での講義についての記述は見られなくなる。これは、この時期より東京大学に加え



て皇典講究所での講義も担当し始め、斯文学会に出席する時間が取れなくなったからであろうか。

しかし、講義筆記などの修正や執筆に関する記述は、その後も断続して日記中に散見される。まだ講義を行なっていた時分の明治十五年五月二十一日条に「斯文学会講義筆記添削、横井へ送ル」、同年七月三十一日条に「斯文学会講義筆記稿本横井へ郵送」との記述が見える。その後、明治十六年に入ってからには講義については言及していないが、八月五日条に「斯文学会講義筆記大蔵省条を草す」、同月九日条に「斯文学会筆記大蔵省条郵送」として、職員令大蔵省条の講義筆記を執筆している記述が見られる。この大蔵省条の講義筆記は『斯文学会講義筆記』の四十一号に掲載されているのであるが、こうして見てくると講義の進度と講義筆記の掲載内容には、随分と時間的な開きがあったことがわかる。ちなみに、この斯文学会の講義筆記は、当初は講義を聴講していた会員の横井忠直（陸軍参謀本部編修官、補助に東馬安太）が筆記していたのであるが、内容に誤謬や脱漏が生じるおそれが存するとして、第二十九号からは講義を担当する講師自らが執筆する、もしくはその弟子の者が筆記するという形式に方針が変更され、この大蔵省条の講義筆記は日記の記述に見るように小中村自身が執筆しているのであった。

また、斯文学会では『斯文学会講義筆記』のほかにも数種の雑誌を刊行しており、そのうちのひとつ『斯文学会報告書』では、講演録や会員から寄せられた質問に対する講師の回答などが掲載されており、小中村も「文章論」（第六・七・十一号、明治十五年四・五・九月刊）を寄稿するとともに会員からの質問にも数度回答している。<sup>(17)</sup>

その後、欧化主義全盛という時代の流れを受け、斯文学会の活動は衰微してゆき、明治十六年八月に開校した斯文寮もわずか三年後の明治十九年七月に閉鎖されることとなった。<sup>(18)</sup> これにともない毎週開催されていた講義が行なわれなくなるとともに、『斯文学会講義筆記』の刊行も第六十九号をもって終了となった。翌二十年九月より、日講という形で講義が再開されたが、以前のような勢いを取り戻すことはなかったのか、小中村の日記には二十年以降も斯文

学会での講義についての記述は出てこそ、明治二十二年十一月四日条に斯文学会において「本朝法律起源沿革」の講演を行なったこと、およびその講演録の執筆に関する記述（同年十二月五、六、七日条）が見えるのみである。それでも、明治二十六年に『斯文学会講義録』<sup>(19)</sup>として再び講義筆記を刊行する運びになると、小中村はかつての旧稿に訂正を加えるとともに、その続きについても新たに執筆している。このように、小中村が斯文学会において『令義解』を講義していた時期はわずかであったが、講義を行なわなくなつて以降も斯文学会との関係は途切れずにその晩年まで続いていたのである。

## (二) 東京大学・帝国大学での講義

明治十年四月に創立された東京大学では、法、理、文、医の四学部が置かれた<sup>(20)</sup>。同年九月に教科編成が改められ、法学部では「羅馬法」が科目より除かれて、代わりに「日本古代法律」が第二年から第四年までの科目として設けられることとなり、これが後の日本法制史科目の濫觴とされている<sup>(21)</sup>。小中村は、翌十一年九月に法学部文学部兼務で講師を嘱託され、法学部では「日本古代法律及和文学」を担当した（和文学は第一年科目<sup>(22)</sup>）。しかし、十二年四月に、『古事類苑』の編輯に従事するため、小中村の請いにより講師の任を解かれており、その後任として黒川真頼が講師を嘱託されている<sup>(23)</sup>。ところが、同年十一月に講師の横山由清の病気により、小中村へ臨時に講師の嘱託がなされた（同年十二月まで。横山は十二月に死去、後任に木村正辞が嘱託される<sup>(24)</sup>）。その後、明治十五年二月に法学部兼文学部教授に任用され、翌月に大学より「日本古今法制之教科書編輯」を委嘱されている（翌年十二月に編輯所監督も命ぜられ<sup>(25)</sup>）。なお、「東京大学法理文学部教員受持学科表」（『東京大学第三年報』<sup>(26)</sup>）によれば、法学部での講義科目は担当していない。

また、この明治十五年は文学部に古典講習科が附設された年でもあり、これは当時の洋学重視の時代風潮の影響により和漢文学を専攻する学生が乏しいことを憂えた小中村の献策によるものであった。<sup>28)</sup> 古典講習科は甲課(国書課)と乙課(漢書課)の二課からなり、小中村は両課に設けられた「法制」科目を担当していた。この年における小中村の東京大学での講義の様子を、『東京大学第三年報 起明治十五年九月止同十六年十二月』の「古典講習科甲部教授小中村清矩申報」から窺うことができる(読点筆者)。

明治十五年九月古典講習科ノ開業ヨリ十六年七月ニ至ル第一第二期中毎週一時間同生徒ニ余カ講授セル所ノ書ハ令義解ナリ、此書ハ從來註解少キモノナレハ多クハ余カ数年刻苦シタル陋見ニ由テ講説シタルニ能ク領得記憶シテ試業ノ間誤ラサル者生徒中三分ノ二ニ居リ又講義ヲ筆記シテ数卷トシテ当否ヲ質スモノ五名アリ、此レヲ檢スルニ唯余カ口授ヲ記スルノミナラス諸書ヲ引テ考証ヲモ附セリ、而シテ率ネ誤謬少シ思フニ従前学ヒシ漢学ノ力ヨリシテ此進歩ヲ致セル者ナルヘシト雖モ又研鑽ノ勞ヲ知ルニ足ル可シ、然レトモ生徒中自カラ著シキ優劣アルヲ免レス、

第二期ヨリシテ毎週一時間制度通質問ノ課ヲ増加セリ、但シ本朝之制ト標セル条ノミニテ全編ノ課業ニ至テハ岡松蘧谷氏ノ提掌スル所タリ、第二期ヨリシテ令義解ノ講義ト替ルニ同書ノ輪講ヲ以テセシニ摘要ナラスト思フ事有シニヨリ古典科諸教員ト議シテ之ヲ止メタリ、

右の申報によれば、古典講習科での講義は『令義解』を講授しており、「余カ数年刻苦シタル陋見ニ由テ講説シタル」とあるのは、小中村の『令義解』に関する最初の著作「令義解疏証」における学問成果をもとに講義していたことを

示すものであろう。また、年度の第二期からは『令義解』に加えて、伊藤東涯の『制度通』について生徒からの質問に答える課や生徒による『令義解』の輪講を行っており、講義による一方的な教授だけでなく、生徒からの能動的な学問体制を作ろうとする試みがとられている。ただし、残念ながらこの輪講は学問的效果がみられないとの判断によりその年度のうちに取りやめとなっている。

この申報と同時期の小中村の日記を参照すると、明治十五年九月十八日に古典講習科の開業、同月二十日に「午前十一時より令義解開講」とあり、以降は職員令を逐条ごとに講義していったことが記載されている。翌十六年二月二十一日に「令輪講はじめ、萩野由之より也」とあり、この日より令義解の輪講が開始され、他日の記述を参照すると、この輪講においても職員令の条文を講読していたようである。また、三月二十日に「制度通質問ヲ受、令講尺」との記述があり、令義解の輪講もしくは講義と同日に制度通への質問の時間が設けられており、以降の授業においても同様の構成がとられている。その後、小中村による令義解の講義が僧尼令まで進んだ頃の九月十九日に「午後輪講ヲ廃候事、生徒へ申聞」と記されている。

翌年度、『東京大学第四年報 起明治十六年九月止同十七年十二月』の「法学部及古典講習科教授小中村清矩申報」では、「本学年中古典講習科国書課生徒ニ毎週二時間講授セル所ノ書ハ令義解、制度通ナリ」、「十六年九月ヨリ法学部三年生二年生ニ毎週一時間令義解ヲ講授シタリ」として、前年度からの古典講習科での講義に加えて、法学部でも毎週一時間『令義解』の講義を行っていた。この法学部での講義は、前掲の「日本古代法律」科目において『令義解』を講じていたのであるが、明治十七年度の「教員受持学科表」によれば、小中村は第三学年の「日本古代法律」の担当となっている（第二年は大沢清臣、第四年は木村正辞が担当）。

明治十九年三月一日、帝国大学令により、東京大学に代わって帝国大学が創設され、分科大学をもつて構成される

こととなると、小中村は法科大学教授に任用されたが、翌四月に文科大学教授に転任となった。<sup>20)</sup> なお、法科大学は翌二十年九月より、学科編成を改めて法律学科が英吉利部、仏蘭西部、独逸部の三部とされるとともに（翌年には第一部、第二部、第三部と改称）、「日本古代法律」科目は法科大学の科目より削除された（その後、明治二十三年に講座制が設けられた際に、政治学科第三年の科目として「日本法制沿革」が復活し、宮崎道三郎がこれを担当した）<sup>21)</sup>。

『文科大学年報 自明治十八年九月至明治十九年十二月』の「文科大历史和文学古代法制日本歴史教授小中村清矩申報」において、帝国大学となる以前の明治十八年九月から翌十九年三月までの申報と、帝国大学となり文学部が文科大学へと改組された後の申報が認められている。前半の申報では、

明治十八年九月ヨリ十九年三月マテ法政学第三年生ニ獄令ヲ講授シ又文学第四年生ニ制度ノ沿革ヲ口授シ、又古典講習科国書課第五年生ニ宮衛令軍防令ヲ講授シ、又考証文案ヲ出題シ各生ニ述作セシメ之レヲ点検ス、数年陶練ノ功イチシルク殊ニヌケ出テ老成ノ華ノ如キモノ五六名、其他ノ各生モ見ルヘキ者多シ、又同科第二年生ニハ制度通ヲ講授シ又同科漢文課第四年生ニ選叙令継嗣令ヲ講授ス、

十九年二月ヨリ三月マテハ前陳課業ノ外従来講師木村正辞准講師大沢清臣等ノ担当セル法政学第四年生ニ法曹至要抄、同学二年生ニ職員令、文学四年生ニ戸令、古典講習科国書課第五年生ニ法曹至要抄、同科第二年生ニ職員令ヲ講授スル課業ヲ増加セリ、（読点筆者）

として、法政学部（明治十八年に法学部より改称）第三年生に『令義解』獄令、文学部第四年生に制度沿革、古典講習科国書課第五年生に『令義解』宮衛令・軍防令、同科第二年生に『制度通』、漢文課第四年生に『令義解』選叙令・

継嗣令をそれぞれ講義しており、これに加えて木村正辞、大沢清臣の代講も一か月務めて『法曹至要抄』や『令義解』職員令・戸令などを講義していた。

後半の文科大学教授となつてからの申報では、

十九年四月ヨリ従来ノ授業時間ヲ改メ和文科第二年生ニ古事記、源氏物語ヲ講授シ、日本紀ヲ質問セシム、又和文科四年生及ヒ和文哲学科第一年生ニ制度ノ沿革ヲ口授シ、又古典講習科国書課第二年生ニ神祇令、僧尼令、戸令、田令及ヒ源氏物語ヲ講授シ、古事記ヲ輪講セシメ日本紀ヲ質問セシム、又同科漢書課第四年生ニ考課令ヲ講授ス、此学期ヨリ法学教授ヲ止メテ文学教授ニ任セラル、又古典講習科第五年生ハ卒業論文ヲ著ハサン為ニ二講授ヲ止ム、又十五年以来制度沿革略史ノ編纂ニ従事セシカ此学期ヨリ止メテ専ラ教授ノ事業ヲ勤務セリ、(読点筆者)

と記されており、従前の『令義解』や制度沿革などの法制関連の講義だけではなく、『古事記』、『日本書紀』、『源氏物語』などの歴史や文学の科目も担当するようになる。また、明治十五年より従事していた制度沿革略史の編纂業務を辞している。<sup>(32)</sup>

文科大学における小中村の担当科目は「和文学」、「日本歴史」、「日本古代法制」の三科目であり(明治二十年度に「日本古代法制」を「日本古代法律」と改称、明治二十二年度より「国文」、「日本歴史」、「日本法制沿革」と改称)、右掲の申報のほか小中村の日記の覚え書きを参照していくと、「和文学」では『源氏物語』、『今昔物語』、『土佐日記』、『枕草子』、『万葉集』など、「日本歴史」では『古事記』、『日本書紀』、『続日本紀』、『大鏡』、宣命など、「日本古代法制」では『令義解』、『内裏式』、『法曹至要抄』、『貞永式目』、『建武式目』、『科条類典』、歴代の官制沿革など、かなり

多岐にわたる古典籍類を講義していたことがわかる。

当時、文科大学和文学科には、上田万年（明治十八年入学）、三上参次（明治十九年入学）、高津鋳三郎（同）らが在籍していた。小中村は上田について、『文科大学年報 起明治二十年一月止明治二十年十二月』の「和文学教授小中村清矩申報」において、

明治十九年九月ヨリ廿年七月ニ至ルマテ余ガ講授セル学生々徒ノ成績左ノ如シ、

和文学第二年生上田万年ニハ本朝古代法制ノ大意ヲ大宝令其他ノ書ニ拠テ説明シ、其要領ヲ知ラシム、又源氏物語ヲ講授シテ語釈及ヒ当時ノ人情世態ヲ覚ラシム、試業ニハ制度ノ綱領ニ関スル問題ヲ出シテ書記セシムルニ良ク一小冊ノ説ヲナスニ至リ、前年ニ比スレハ著シキ進歩ヲ見ル、（読点筆者）

として、特に名前を掲げてその優秀さを称えている。また、三上参次は自身の回顧録の中で小中村の講義について、次のように振り返っている。<sup>(33)</sup>

小中村清矩先生なんという人は、実に温厚篤実な方で、怒られるということは決してなかった人でした。小中村先生には『日本書紀』『歴朝詔詞解』、あるいは『令義解』等は永いこと学び、また伊藤東涯の『制度通』なども学んだ。『令義解』は二年から卒業まで三年間、毎週二時間、これは初めから終りまで講義を聴いた。それを聴くのは同級の高津鋳三郎君と二人きりで、これを講じてしまわれた時に小中村先生は、自分是他で一度『令義解』をもっと短い期間で講義したことがあるが、『令義解』を講じ終わったのはこれで二度目であると言って非

常に喜ばれたことがある。

その代り私共は、この間実に辛かったののでして、一時から三時まで二時間の講義で、先生は書物だけを見ていて私共の顔を見ることなしに、講義ばかりしておられた。時には興味も索然たるものですから、春先などは眠くしてしようがない。またある時のごときは私も高津君も二人共眠ってしまったて、鐘の音を聴いて、二人共初めて目が覚めたというようなことがあった。それまではよかったです、その次の講義の時間が面白いのです。先生もどこまでやったか忘れておられるので、この前はどこまでやったかなと言われるけれども、答えることが出来な。先生多分この辺だろうということをやってみると、ここはこの前済んだように思うと言われるような訳であった。こんなことで三年続いたのです。それで二人きりですから、もしも休むことがあると、高津君と二人で、今日は頭痛がするとか、差支えがあるとか、前以て打ち合して置いて先生に言つて置かないと、先生に無駄足をさせいかにも気の毒であつたのです。

右の回顧録によれば、三上と高津は小中村の『令義解』の講義を官位令から雑令までの全篇にわたつて聴講したとこのことであるが、小中村自身が「これで二度目である」と述べているように、これは講義する側おいても聴講する側においてもかなりの長い期間を要することであつただろう。<sup>34</sup>おそらく、小中村は各所において『令義解』を講義していたが、同じ受講者に対して『令義解』全篇を講義し終えたのは稀であつたと思われる。

明治二十一年、古典講習科は廃止となり、二回の卒業生を送り出して終了した。小中村の日記にも、三月二十九日条に「午前九時大学出、令・日本紀試業。了て古典科終結の演説する。」と記されている。二期生の佐々木信綱は、小中村について、



先生は外柔内剛の人で、商家の出ゆえ江戸っ子の風があり、しかも浮薄でなく極めて洗練された江戸人で、専門が法律ゆゑ、真面目な方であった。瘦せて小さかったが、いかにもゆつたりとした話振りで、後進の誘導には実に親切丁寧で、殊に自分には陽春廬という蔵書印を捺してある本をもよく貸して下さった。

と回想している。<sup>35</sup>

明治二十四年三月に、小中村は文科大学教授の職を依願免官しており、この年度以降、講師として「日本法制沿革」、「国文」の講義を担当し、明治二十六年度から二十八年の死去まで「法制史」を担当した。小中村が教授を辞して講師となった同じ年に、三上参次が新たに講師として「日本法制沿革」、「日本歴史」を担当しており、その翌年には助教授に就任していることから、小中村の後継として文科大学に入ったものと思われる。この小中村の依願免官は高齢であったゆゑもあろうが、明治二十三年九月に貴族院議員に勅選され、また帝国大学以外での講義が従前の皇典講究所に加え、國學院や日本法律学校での講師嘱託を引き受けるなど多忙となったことでもあるのであろう。

### (三) 日本法律学校での講義

初代司法大臣であった山田顕義は、我が国の法典編纂事業が完成の域に達しようとしていた当時の法学教育を鑑み、ヨーロッパ流の法学に拠るのではない、我が国の歴史や国民性に適合した法学理論を研究・構築し、これに基づいて教育を行なう必要があると感じていた。そこで、日本の法典について学ぶ法律学校の設立を構想するようになった山田は、皇典講究所の初代所長に就任すると、国史・国文を中心とした国文学校（國學院）と国法を中心とした法律学

校の設立の準備を進め、こうして日本法律学校が明治二十二年十月に設立の認可を受け、翌二十三年九月に開校した。<sup>(36)</sup>

開校当時の学科課程表には、法制科目は「古代法制」として第一年級に「制度沿革大意」が一時間、第三年級に「古代法制」が二時間で設定されている。「古代法制」科目の担当講師は、高野真遜、内藤耻叟、小中村清矩、木村正辞の四名であった。内藤と小中村はまた、「国史」科目（第二年級、一時間）も兼ねて担当していた。小中村の日記には、同二十三年十月十四日条に初回の講義を行なったことが記されており、「一時間制度沿革をはじめむ。聴衆式百名二近し。」として非常に大勢の受講者が集まったことが窺われる。しかし、その翌週の二十二日条には、「爾来火曜日各週に出席致呉候様頼ミ」とあり、日本法律学校での講義は各週で行なうこととした（日本法律学校の講義は、國學院の校舎を使用して夜間に行なわれた）。この「制度沿革大意」の講義内容では、文学の沿革、位階の説、大宝官制、財政制度などを講じていたことが日記の覚え書きによりわかる。

また、小中村の日記の中には、日本法律学校での講義のことと並んで講義録の原稿を執筆していたことがしばしば記されている。日本法律学校では、当初より「日本法律学校賛成者募集趣意書」において、

本校設立ノ主旨ハ、載テ別冊ニ在リ、之ヲ約言スレバ、其要日本臣民ヲシテ専ラ本国ノ法律ニ通曉慣熟セシムルニ在リ、今ヤ本校生徒養成ノ法ハ、略ホ其緒ニ就キ、已ニ本年九月ヲ以テ開校ノ典ヲ挙行セリ、而シテ尚ホ新法典ノ実施期限ニ迫レル者ハ、開校ノ期ヲ待ツニ遑アラズ、既ニ臨時科外講義ヲ開キ、且之ガ講義録ヲモ発行スルニ至レリ、本校ハ之ヲ以テ自ラ足レリトセズ、尚ホ進デ着手スベキモノハ、法学辞書ノ編纂・法律史・法学通論・講義録・法律雑誌、其他法学ニ必要ナル書籍ノ編輯・翻訳・法律文庫ノ設立等一二ニシテ足ラズ、是皆日本法律ノ普及ヲ計ルニ外ナラズシテ一モ急速ヲ要セザルモノナシ、…後略…

と謳っているように、法律学の講義だけではなく、法学の辞書や書籍、講義録、法律雑誌などの種々の出版物を刊行することが計画されていた。十月六日より開講された正科講義の講義録がその二か月後より毎週一回定期的に刊行され始め、その内容は正科講義の開始に先立って開講されていた臨時科外講義の講義録が逐条解説であったのに対して、正科講義の講義録は体系的説明を原則としていた。この『第一年度 講義録』第一号（明治二十三年十二月十七日刊行）より、小中村の講義録「制度沿革」が掲載されている。その後、第四十五号まで小中村の講義録は連載されたが未完に終わっており、次年度以降の講義録にも掲載はされていない。

小中村が日本法律学校において講義を行なっていたのは、明治二十四年度の「制度沿革大意」においてのみであった。翌二十五年以降も「古代法制（自上世至近世）」科目の担当として名簿に名前は記載されているが、講義は行なっておらず、小中村の日記の明治二十四年九月五日条には「夜高橋坤二来ル。日本法律学校長なり。来学年ハ制度国文休ミ事談あり。」として、次年度休講の連絡を受けたことが記されている。その後、「古代法制」科目は、明治二十六年度に第三年級二時間のみに縮小され、二十七年年度には正科ではなく参考科の科目の一つ「日本法律沿革史」として置かれるに至った（参考科は一〜二年後に廃止された。なお、「国史」科目については、明治二十五年年度以降、学科課程表より削除されている<sup>(38)</sup>）。

### 三 皇典講究所・國學院における法制学講義

小中村が東京大学・帝国大学と並んで長きにわたって教鞭を執った学校に、皇典講究所および國學院がある。小中

村が亡くなった際の國學院長国重正文の誅辞「小中村先生を誅<sup>(39)</sup>ぶ辞」では、

(小中村) 博士のわが院を見給ひし心ハ全く自身が家の如く、わが院の生徒を見給ひし思ハ、全くおのが子の如くたまひし故なり。

國學院の立ちてハ更なり。その前皇典講究所に、教の庭を設けたりし時よりこのかた、身亡りたまふこの月に至るまでも、受持ちたまひし日時を、改め変へ給ひしことハ一度だに無かりき。本務ある教師にして斯の如きハ、その類まれなりけり。

と述べており、小中村と皇典講究所・國學院との関係がとても深かったことが窺われる(カッコは筆者)。

#### (一) 皇典講究所での講義

明治十五年、神官神職の養成と日本の典故文献の考究を主たる目的として皇典講究所が創立された<sup>(40)</sup>。教科は文学・作業の二部により知育・体育両方の兼学が目指され、文学部は修身・歴史・法令・文章の四科、作業部は礼式・音楽・体操の三科で構成された。

『皇典講究所第一年報』<sup>(41)</sup>において、法令科の設置趣旨が次の様に説明されている(読点筆者)。

法令科ハ、歷朝聖皇鴻基ヲ授受シ、天下ヲ経綸シタマヘル洪範タル制度法令ヲ講明シ、立国ノ体段ヲ知ラシメ、且時勢人情ノ変遷ニヨリ自ラ沿革アリテ、寛嚴詳略ノ趣ヲ異ニシ、活転流用ノ方ヲ知ラサルヘカラスト雖モ、立

法ノ精神、経世ノ綱紀ニ至リテハ、万世不可易ノ要領ニ通曉セシム、正科ハ教授小中村清矩ノ担任スル所タリ、副科ハ今之ヲ欠ク、

右によれば、歴代の天下を治めてきた制度・法令を講明して、国の成り立ちを知らしめるとともに、時勢や人情の変遷にともない制度や法令にも沿革があるけれども、立法の精神や世を治める綱紀について万世にわたって変わらないう要領があり、これを詳しく知ることを設置の趣旨とし、正科の教授は小中村清矩が任ぜられた。この時点では、小中村の外に正科の教授や副科の教員は置かれていなかった。

皇典講究所は明治十五年九月一日に開校し、同日から授業が開始され、この段階において教師を委嘱されていたのは、文学部教授に久保季茲、井上頼圀、秋月胤永、助教に林夔臣、木野戸勝隆、日下部成徹らの数名であり、同年九月二十五日にこれら教授陣を増強すべく、総裁有栖川宮熈仁親王に宛てた幹事長櫻井能監、幹事宍野半、幹事補松野英雄の連署による懇願がなされたのであった。<sup>(4)</sup> この願出が聞き届けられ、教授陣の増員が図られることとなり、小中村の元にも教授嘱託の話がもたらされたのである。このことは日記にも記載されている。明治十五年の十月二十六日条に「朝大田喜春成来、皇典所之事也」、その数日後の同月三十一日条に「古典講究所より教授頼ノ旨、副惣裁よりの書状来」とあり、小中村が教授を嘱託されたのは皇典講究所の開校から約二か月が経とうとしていた時期であった。さらに、十一月四日の開校式<sup>(4)</sup>も無事終了した後の、十二月十五日の日記に「皇典講究所副長より教授嘱託之状来る」として、教授嘱託状がこの日に発せられた。

開校当初の皇典講究所は、教授陣がまだ整っていないこともあり、授業科目は修身・歴史・法令・文章の四科の科目を十分にまかなうものではなかった。<sup>(4)</sup> そこで、明治十五年十一月に第一学年第二期生の募集が行なわれる頃より

漸次、課業時間や教程が整えられていく。皇典講究所の修学年限は、予科二年、本科三年の合計五年間であったが、法令科は他の科とは異なり、当初、予科での科目は設定されずに本科の三年間においてのみ授業が開講されることになっていった。しかし、それでは生徒の修学に負担が大きいと判断されたのか、第二期より一週一時の授業が設けられた。このことは、前掲の『皇典講究所第一年報』<sup>46</sup>に、

文学部中、法令科ハ本科ニノミ設クル所ナレトモ、其ノ修業容易ナラサルヲ以テ、予科ニ於テ其緒ヲ開キ、本年第二期ヨリ一週一時間ノ業ヲ脩メシム、但、予科ノ專業ニ非サルヲ以テ各試業ヲ行ハス、(読点筆者)

と説明されているのであるが、講義科目については言及されていない。この予科での講義は小中村が担当していたであろうから、この時期の小中村の日記の記述を見ていきたい。

明治十五年十二月に皇典講究所教授の囑託状を受け取った後、小中村の日記に皇典講究所のことが出てくるのは、翌十六年一月十五日の条である。この日の日記に「今日より皇典講究所講義之処、所労断」とあり、小中村の皇典講究所での担当講義の開始日が一月十五日からであったことがわかるが、この初回の講義を所用のために休講にしている。その後も一月中は講義を休講とし、二月に入ってからようやく初回の講義を行なった。日記には、「二月五日 大学ヲ午後二時過ニ退出、皇典研究所へ廻り、初て令を講ず。三時過に了ル。」と記され、東京大学での業務を終えた後に皇典講究所での講義を行なっており、その内容は令、すなわち『令義解』<sup>47</sup>についてであったことがわかる。以降、日記の記述によれば、官位令から職員令へと順に進めて、『令義解』の講義を行なっていたことがうかがえる。

この明治十五年の第二期より改正された教程表<sup>47</sup>では、法令科本科の講義科目は左のごとく設定されていたが、残念

ながら入学した一期生の生徒達が本科に進級した時期については、小中村の日記が存せず、小中村の講義がいかなる内容であったかは判明しない。

		第三年		第四年		第五年	
	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	
正科	令義解 禁秘抄	令義解 逸令	律疏 律逸	延喜式 儀式	延喜式 儀式	類聚三代格 類聚符宣抄	
副科	姓氏録 神祇志 唐六典	職原抄 公事月根源 唐六典	法曹至要抄 金玉掌中抄 唐律疏議	北山抄 貞永式目 唐律疏議	北山抄 貞永式目追加 明律	刑法 治罪法 明律	

小中村の日記の続きが残っているのは明治二十年からとなるが、同年三月に皇典講究所は学科課程の改正を行なうとともに「皇典講究所規則」を制定しており、法令科は法制科と名称を改め、次のような学科課程が設定された。<sup>(48)</sup>

第三年	古代法制 令式格律 有職類	第四年	中古法制 徳川禁令類 有職類	第五年	近代法制 刑法・治罪法ノ類
-----	---------------------	-----	----------------------	-----	------------------

小中村の日記では七月頃より、『令義解』（獄令・公式令）の講義に加えて制度沿革や官制沿革、職制を口授していることが記されており、これは右の学科課程における「古代法制」、「中古法制」、「有職類」の講義に該当するものと考えられる。翌二十一年四月からは『科条類典』の講義を始めており、九月からは「内裏式」の講義を令の講義と並んで行なっており、これらは「徳川禁令類」、「有職類」の講義であろう。また、明治二十二年二月からは『枕草子』の講義も行なっており、法制科の講義だけではなく、語学科の講義も担当していたようである。しかし、同年九月以降は、ふたたび令の講義のみを担当している。

明治二十一年十二月に皇典講究所が規則改正を行なった際に、翌二十二年一月より公開講演会を毎週一回開催することが決定され、さらに講演会とは別に古典籍の類を講読する講義会を開催することが決められた。同年九月より開始されたこの講義会は、毎週火曜・木曜の午後三時より催され、小中村も「大宝令」の講義を担当していた。<sup>49</sup>第一回の講義会が九月十七日に開かれ、小中村の「大宝令」と久米幹文の「栄花物語」が講義され、約一三〇名もの聴講者を集めた。<sup>50</sup>

なお、明治二十二年九月の小中村の日記には、六日条頭書に「（九日なり）皇典所へ寄、講義控本講義録之事、松野（勇雄、筆者注）不参二付、余人へ談じ」、十三日条に「皇典所へ使遣ス。講義控本開版、十七日出席前後等事也。」、十四日条に「皇典所より講義控本印刷之事照合せ」、十七日条に「三時皇典講究所行。講義始日により、令の緒言及官位令を講ず。了て久米氏栄花物語語月の宴を講ず。五時過に終る。」、同頭書に「皇典所講義控本所持なき人多きにより講義の所だけ各書を印刷して聴衆に与ふ」、二十一日条頭書に「皇典所より令講義筆記とすべき首段、先年した、め分写廻る」と記されている。これらによると、皇典講究所と小中村の間で令講義の控本を講義録として印刷する打ち合わせが行なわれており、十七日の講義会初回では講義控本を所持していない聴講者が多かったため、その日に講



義を行なう範囲の分の講義控本を印刷して配布したとある。後日の二十一日に令講義筆記とすべき冒頭部分について、先年に認めていた分の写しが皇典講究所より小中村のもとに届けられている。この「講義控本」とは、詳細は判然としないが（小中村の講義を聴講していた者により書き記された講義筆記のことを意味するのであろうか）、この講義会では聴講者のために印刷した教本が用意されたようである。この講義会は同年の十二月十七日に納会が催されて以降に会が開かれた様子はなく、わずか半年で終了したものと思われる。<sup>51)</sup>

その後、小中村が國學院で教鞭を執るようになった明治二十五年の四月二十三日条に「講義録調、終日」、翌二十四日条に「講義録調成る。午後皇典講究所使ニ渡ス。」との記述が見られる。しかし、この時期には前述の講義会はずでに開催されてはならず、皇典講究所において講義を行なっている形跡も日記からは窺えないため、この講義録は國學院での講義録であろうと思われる。なお、日記によれば、小中村は明治二十七年十一月十九日に、広島國學院へ斯文学会で同年に刊行された『令義解』講義録を十二冊郵送しており、もし皇典講究所での講義録が作成されていたのならば、斯文学会の講義録を送る必要はなかったと思われる。つまり、皇典講究所での講義録は完成に至らなかったか、あるいは作成されたけれども斯文学会で刊行されたものよりも分量の少ないものであったと推測される。

## (二) 國學院での講義

明治二十三年七月、皇典講究所によるこれまでの生徒教育を改正拡張して、國學院が設立された。設立に際して公示された「國學院設立趣意書」に、国史・国文・国法を攻究することを中心に据え、他の海外百科の学も網羅兼修すると示されたことを受けて、国史、国文、道義、法制、外国史、地理、哲学、漢文、英語、体操といった科目が置かれ、修業年限は三年であった。

法制科目の課程は、次のように組まれており、<sup>(52)</sup>受持講師は小中村清矩、有賀長雄、小中村（池辺）義象、井上頼圀の四名であった。

	第一 年			第二 年			第三 年		
第一学期	第二学期	第三学期	第一学期	第二学期	第三学期	第一学期	第二学期	第三学期	
古代法制	同上	同上	同上	同上	同上	古代法制 憲法	同上	古代法制 皇室典範	

小中村の日記の同年十一月九日条には、「本日國學院より辞令書廻る。時間割書同断。」とあり、

國學院講師囑託致候也

明治廿三年十一月九日

皇典講究所副総裁久我建通印

小中村清矩殿

として辞令書の文面についても続けて記されている。この同日条の頭書にも「皇典講究所。一昨日不参二付、松野面会、議決を承る。来ル十日より國學院授業始ル。予ハ水曜日午後一時一時間と定る。」との國學院に関する記述が見え、十日より授業が開始され、小中村の担当曜時は水曜の午後一時からの一時間であることがわかる。<sup>(53)</sup>なお、「一昨日不参」

というのは、十一月七日に行なわれた皇典講究所での國學院開院準備などに関する会議のことであり、この会議には山田顕義も臨席していたが、小中村はこの日、紅葉館において催された三条実美の親族集会において演説を依頼されていたため、会議には出席しなかったことが、七日条の頭書に記されている。

前掲の学科課程表では、法制科目は「古代法制」と「憲法」、「皇室典範」の三つが置かれていたが、小中村の講義は日記の記述によれば、これまでの皇典講究所での講義と同様に『令義解』の講義を、法律起源沿革からはじめて官位令、職員令と順に行なっていたようである。また、明治二十五年十月十二日からは、二年生を対象として一時間（職員令）および一・三年生合併による一時間（厩牧令）の計二時間の講義と改められている。この変更は、おそらく二年生に進級した時に、令を冒頭から学び、三年生に上がった時には前年度からの続きの篇目を学んでゆき、およそ二年間で令全篇を講読し終わるといふ授業に設定し直されたのであろう。なお、小中村の日記には國學院での一年生に対する講義についての記述は出てこず、開院当初以外は一年生の授業は受け持っていなかったものと思われる。<sup>54</sup>しかし、この講義形式は長くは続かず、明治二十七年一月よりふたたび一時間の講義へと変更となっている。<sup>55</sup>この変更の理由は判然としないが、この明治二十六年度より午後二時からの講義時間が午前十時から移動しており、日記には「國學院へ懸合、同所授業水曜午前十時より十二時迄と定む」（明治二十六年十月三十日条）と記されている。この授業時間の変更以降、國學院での講義が終わった後には神宮教教授、あるいは帝国大学での講義に赴いていることから、他校での講義との兼ね合いなど、小中村側の都合によるところが大きいのかもしれない。

## おわりに

小中村清矩は、明治二十八年十月にコレラに罹り七十四歳にて急逝するが、その晩年まで帝国大学文科大学や國學院などで教鞭を執り続けていた。また、著作や講演録の執筆についても精力的に行なっており、病に没することがなければ教育者としても研究者としても更なる業績を重ねていったであろう。小中村が様々な教育機関において行なってきた講義は、『令義解』に始まり、著作も多く残している官制や官職に関する制度沿革などの制度史、記紀万葉や源氏物語といった歴史や文学まで、国学者としてあらゆる科目を教授してきた。しかし、晩年においては再び『令義解』を主として法制学科目の講義を専ら担うに至っている。

小中村の遺稿集『陽春蘆雜考』（吉川半七、明治三十年）の冒頭に収められている、明治二十六年に認めた「兒孫に遺す辞」という小稿は自伝の如き内容となっており、これは編者の池辺義象の緒言によれば、公にすることを目的にせず著されたものであったという。この中に、次のような一節がある。

…三十になれる年のほとより、殊に感ずる事のありければ、利心ふり起して、ひたすらに、文の道を分けんとするに、世のひとし並に、から学びを、いたづかんもようせずば、腐儒となりて、わびしく世を過さんも、はしたなかるべければ、はやうより、殊に好みて読ふける、令義解、公事根源のたぐひの、古への法制をときひろめて、まだ人の多くものせざる学びのすぢに、いたづかばや、されど、これは、世の常の、記紀、万葉を考究し、古今、源氏を講説して和学者、国学者と、いはるゝ類にもあらざれば、思ひ起せる道のみをもて、世にたゝんも、いと難きわざなりしかと、おもふまゝに、まづ古学をも心にとめ、歌書物語にも、わたりて有ける程に…

右には、学問を志してより、殊に好んで読みふけた『令義解』や『公事根源』といった古代の法制について考究することが本懐であったが、これで身を立てることはとても難しく、そのために古学をはじめ歌書や物語などの歴史や文学の分野をも学んだとある<sup>(56)</sup>。事実、小中村が文科大学の教授となった時には、歴史・文学に関する講義において様々な古典籍を教授していたのであった。

小中村は、帝国大学文科大学教授を辞した翌年の明治二十五年の正月の日記に「ことしハ令義解の講義をかきはじむべしとおもへば」として「うちむかふ 硯のうみに このとしは 筆のうへなる さちのあれかし」という和歌を詠んでいる。この年の決意をもって、小中村は翌二十七年より本格的に『令義解』講義録の執筆にとりかかっており、没後に出版された『令義解講義』（吉川半七、明治三十八年）に収録されている「獄令講義」を書き上げている。その後も、この「獄令講義」の体裁をもって他の篇目の講義録執筆を、でき得るならば全篇にわたって完成させる心積もりであったものと思われる。しかしながら、この小中村の宿願は叶えられることなく、病により途絶することとなったのである<sup>(57)</sup>。

## 註

- (1) 小中村清矩の経歴については、主として「小中村清矩」大川茂雄・南茂樹ほか編『国学者伝記集成』名著普及会、一九七二年、「小中村清矩」昭和女子大学近代文学研究室編刊『近代文学研究叢書』二、昭和女子大学光葉会、一九五六年、大沼宜規「古典講習科時代の小中村清矩―日記にみる活動と交友―」「近代史研究」二二、二〇〇二年、同「晩年の小中村清矩―日記にみる活動と交友―」「近代史料研究」七、二〇〇七年、同編著『小中村清矩日記』（汲古書院、二〇一〇年）の解説、長又高夫「小中村清矩の律令学」「古代文化」五五―九、二〇〇二年など参照。

- (2) 山沢尹詮は、幕末・明治の紀州藩士で通称は与平、号は東隣・文守翁・読画など。遠藤広実に学び、画を能くした。

明治十九年没（七十四歳）。『思文閣美術人名事典』(<http://www.shibunkaku.co.jp/biography/>) 二〇一三年二月二〇日現在）参照。

(3) 大久保春野は、朝鮮駐劄軍司令官、第三師団長、第六師団長等を歴任した陸軍軍人。華族。遠江国磐田郡見附駅の淡海国玉神社の神官の家に生まれ、幕末に勤王党に加担したことで国元を追われることとなり、江戸に出て小中村の下で学んだ。江戸では紀州侯の邸内に寄寓し、専ら自炊生活をおくっていたとし、『軍人おもかけ』には「小中村の塾」に入ったとあるが、これは古学館のことを指すのであろう。今伏波『軍人おもかけ』百華書院、一九〇三年、中村修二『大久保春野』奉公社、一九二〇年参照。

(4) 詳しくは、水本浩典「塙本『令義解』の成立」『律令註釈書の系統的研究』塙書房、一九九二年、石上英一「令義解」金沢文庫本の成立』『日本古代史科学』東京大学出版会、一九九七年、同「令義解」皆川完一・山本信吉編『国史大系 書目解題』下、吉川弘文館、二〇〇一年など参照。

(5) 水本浩典「塙本『令義解』の成立」、六八頁

(6) 蒲生秀実『職官志』第一の「巡察使掌巡察邦国不常置之及其有応巡察也、權取清正之士於内外之官以充之、其事条及使人員數並是臨時所量定」との文章の後に、次のような割注が附されている。

天武帝十四年九月、以直広肆都奴牛飼為東海使者、伏見少麻呂山陽使者巨勢粟持山陰使者、直広參路迹見南海使者、直広肆佐伯広足筑紫使者、各判官一人、史一人、然當時未有巡察使之号、持統帝八年七月、遣巡察使於諸国、巡察建官号、蓋自此始也

(7) 『小中村清矩日記』明治二十八年二月二十四日条に「平安通志桓武御紀・延曆詔勅・平安京紀事(一)・歴代制度(一)等を閲し意見を附箋す。又令疏証に書入れ、かつ蝦夷征討之事抄録する。」とあり、その後も六月十九日条に「十時頃より貴族院行、編纂課にて中古職官考十六冊借受」、翌二十日条に「中古職官考を以官位略訂正、并令疏証へ書入れをばじむ。書人之方尤多し。」とあり、二十五日・二十九日条、七月八日条、十一日条に一連の記述が見られる。なお、「中古職官考」は、元老院が栗田寛を主宰として池辺義象、萩野由之、関根正直等に委嘱して編纂させた『職官考』のうちの中古篇十六卷のことを指していると思われる(印刷本として栗田寛編、白鳥清・山岸徳平校訂『職官考上古篇』山一書房、一九四四年がある)。「職官考」は上古篇六卷、中古篇十六卷、鎌倉篇六卷、室町篇七卷からなり、小中村の日記

には中古篇以外の篇目を借り出している記述も存する。

- (8) 小中村の死去により途絶した「令義解疏証」の執筆を、養嗣子であった池辺義象が引き継いで完成させ、これを出版する計画があつたようである。「令義解異本及び解釈類」中島博光・大宮兵馬編『神道叢書』四（哲学書院、明治二十九年）に、以下のような記述が存する（二二～二三頁）。

これ、故小中村清矩氏の著にて、本書の註釈中、尤も正確なるものなり、惜きかな、氏は昨年（明治二十九年）の秋、中道にして没したり、されど嗣子義象氏、その後を承けて、全部を完成し、遠からず発行せんとの企ありとぞ、

- (9) 『小中村清矩日記』明治二十三年八月一日条に「同邸（黒田長成侯爵邸）より今日も使来る。月謝并令疏証返却也。」とある（カッコ内は筆者注記）。小中村は、明治二十三年六月よりこの黒田長成侯爵邸において個人講義を行なつたようであり、『令義解』、『法曹至要抄』などの法制書や『土佐日記』、『竹取物語』、『源氏物語』などの文学作品、『古事記』、『日本書紀』などの歴史書について教授している。

- (10) 『斯文学会』については、斯文学会編刊『斯文六十年史』一九二九年、同編刊『財団法人斯文学会八十年史』一九九八年、陳瑋芬「『斯文学会』の形成と展開―明治期の漢学に関する一考察―」『中国哲学論集』二二、一九九五年などに詳しい。

- (11) 『斯文学会報告書』第四号、明治十五年二月、四～五丁、『同』第五号、明治十五年三月、一～二丁
- (12) 『斯文学会報告書』第五号、二丁、『同』第六号、四～五丁

- (13) 『斯文学会報告書』第十号、明治十五年八月、附録「明治十五年十月一日後斯文学会講義書目講師日割一覧表」

- (14) 『斯文学会講義筆記』第二十九号に、改補された凡例が掲載されており、その中に次のような一項目が設けられている。

一本号以下ハ講書ノ本文ヲ全掲ス、依テ或ハ紙数ヲ増加スルコトアルヘシ、要スルニ読者ヲシテ遺憾ナカラシメント欲スルノミ、而シテ令義解稿本の附刊ハ敢テ之ヲ中止セス続々刊出スヘシ

このような改補がなされたのは、『令義解』以外の講義筆記に対しても教本の本文掲載の要望が多く寄せられていたということ、また教本の漢籍類を所持していない者が『斯文学会講義筆記』を講読している例が多くあつたということを示すものであろう。

- (15) 山本邦彦「『斯文学会時代の回顧（六）』『斯文』八一九、一九二六年、四五頁

- (16) 『斯文学会講義筆記』第二十九号に掲載された改補凡例に次のような一項目が掲げられている。

一従前ノ筆記ハ諸先生講義ノ席ニ於テ会員ノ者之ヲ筆記セシモノニ係レリ、故ニ行間或ハ誤謬漏脱ノ恐ナキヲ保セ  
ス編者甚タ遺憾ト為ス所ナリ、而ルニ本号以下ハ諸先生ニ請テ先生若クハ其高足ノ弟子親ヲ筆記セラレシモノヲ  
編載ス、依テ其字句体裁等自ラ前号ト異ナルモアルヘシ、而シテ其編次ノ如キハ原稿ヲ得ルニ從テ之ヲ掲ケテ  
次ヲ定メス、

(17) 『斯文学会報告書』に掲載された小中村による回答には次のものがある。第二号(明治十四年十二月刊)の「本邦人  
屠腹ノ嚙矢及ヒ其事故如何」という会員からの質問に対する「自裁之事」という回答、第七号(明治十五年五月刊)の  
登蓮法師の故事に関する質問に対する回答、第十一号(同年九月刊)の菊桐ノ御紋についての質問に対する回答、第  
十二号(同年十月刊)の本邦で將軍を初めて置いた嚙矢は何時であるのかという質問に対する回答、第十六号(明治  
十六年二月刊)の和歌を学ぶに際しての心得についての質問に対する回答など。また、日記においても会員の質問への  
取り調べの記述が存する(明治十六年二月十一日条)。

(18) 『斯文六十年史』一三二頁、陳璋芬「斯文学会」の形成と展開―明治期の漢学に関する一考察― 九四頁

(19) 明治二十六年九月より刊行を開始し、第一号より第三十四号までは大日本中学会の計画によって刊行され、第三十五  
号以降は双方協議の上、斯文学会自らが刊行することとなった。全五十号。山本邦彦「斯文学会時代の回顧(六)」、  
四六頁。

(20) 東京大学および帝国大学については、東京大学史料研究会編『史料叢書東京大学史 東京大学年報』全六卷、東京  
大学出版会、一九九三〜一九九四年、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史一〜三・部局史一〜四、  
一九八四〜一九八七年、東京大学百年史法学部編集委員会編『東京大学法学部百年史稿(一〜二)』『国家学会雑誌』  
九一―九二、九二―九三、九三―九四、九四―九五、九五―九六、九六―九七、九七―九八二  
年など参照。また、帝国大学における日本法制史学史について、岩野英夫『法学教育における法史学の存在価値―わが  
国における法史学の成立と展開の關係で―』文部省科学研究費研究成果報告書、一九九九〜二〇〇一年、藤田大誠「近  
代国学と日本法制史」『國學院大學紀要』五〇、二〇一二年がある。

(21) ただし、「東京大学法理文学部第六年報 自明治十年九月至同十一年八月」『東京大学年報』(第一卷)中の「学科課程」  
の「法学部」の項目(六頁)において第二年に置かれている科目は「日本刑法沿革」となっており、巻末の「東京大学



法理文学部教授受持学科表』では「日本古代法律」となっている。

- (22) 東京帝国大学編刊『東京帝国大学五十年史』一九三二年、五六八頁、瀧川政次郎「明治以後に於ける法制史学の発達」『日本法制史研究』名著普及会、一九八二年復刻版（初版は一九四一年、初出は『歴史教育』七一九、一九三三年）、六一四頁、矢田一男「明治時代のローマ法教育（一）」『法学新報』四四一三、一九三四年、四一四頁。なお、東京大学の前身である東京開成学校では西洋の法学法制史が講じられていたのに対して、このような転換が図られたのは、初代総理の加藤弘之の国粹保存主義的教育方針がその原因の最大なるものであるとの指摘がある（瀧川前掲論文、六一四頁）。
- (23) 「東京大学法理文学部第七年報 自明治十一年九月至同十二年八月」『東京大学年報』一、一一七頁（二〇頁）、『東京大学百年史』部局史一、二二頁
- (24) 「東京大学法理文学部第七年報 自明治十一年九月至同十二年八月」『東京大学年報』一、一一七頁（二二頁）
- (25) 「東京大学法理文学部第八年報 自明治十二年九月至同十三年八月」『東京大学年報』一、一四八頁（二六頁）
- (26) 「東京大学第二二年報 起明治十四年九月止同十五年十二月」『東京大学年報』二、一三四頁（五九頁）、「東京大学第三年報 起明治十五年九月止同十六年十二月」『東京大学年報』二、三二一頁（四七頁）、『東京大学百年史』部局史一、三一頁
- (27) 『東京大学年報』二、二二五頁
- (28) 古典講習科については、『斯文六十年史』一三三―二四七頁、『東京大学百年史』部局史一、七一三―七一四頁、阪本健一「和学講談所と東京大学古典講習科」温故学会編『塙保己一研究』ぺりかん社、一九八一年、藤田大誠「近代国学と高等教育―東京大学文学部附属古典講習科の設置と展開―」『近代国学の研究』弘文堂、二〇〇七年など参照。
- (29) 『陽春蘆草稿』に合綴されている古典講習科の課業時間割には、第一期は水曜の午前十一時から「法制講義輪講 令義解 小中村清矩」、第三期からは同じ曜時で「法制講義 令義解 小中村清矩」と記載されている。
- (30) 『東京大学百年史』部局史一、七一四頁、
- (31) この一連の改変については、明治十八年十二月に文部大臣となった森有礼が欧化主義を採っていたことに起因するとされる。明治二十二年二月に森が死去したことともない、職を免ぜられていた加藤弘之が再び帝国大学総長に任ぜられ、「日本法制沿革」も法科大学の科目に復した。瀧川政次郎「明治以後に於ける法制史学の発達」、六一七―六一八頁。

(32) この制度沿革略史の編纂業務とは、小中村が明治十五年に法学部兼文学部教授に任用された際、同年三月に大学より委嘱された「日本古今法制之教科書編輯」のことを指しており、編輯所で行なわれていた日本古今法制の教科書の編輯事業が制度沿革略史というかたちに纏められていったのであろう。「兒孫に遺す辞」(『陽春蘆雜考』吉川半七、明治三十年)にも、「更に文科大学の教授に任ぜられ、従来は、教科書に用ふべき、制度沿革略史の編纂を専とせしを止めて、学生の授業にいたづき」と記されており、小中村がこの時期に編纂事業を辞したのは、文科大学教授となり学生の指導に専従するためであった。数年にわたって小中村が従事していた制度沿革略史の編纂は、「官制沿革略史」という編述を成し、小中村の死後、明治三十三年に帝国大学より出版された。なお、その後、明治二十七年から三十六年まで進められていた『法制類聚』編纂は、右事業の後継として行なわれていたものと推測される。

(33) 三上参次『明治時代の歴史学界―三上参次懷旧談―』吉川弘文館、一九九一年、三二頁

(34) 小中村が二度目であると述べたうちの一度目であったと思われる『令義解』全篇講義に関する記録が「陽春蘆草稿」の中に綴られている。内務省黒一〇行草稿用野紙に、以下のような文面で認められている(説点筆者、〔 〕内は割注)。令義解講義臨席氏名

吉田彦鉄 薩埵正邦 大田堅 土方美 坂上成美 内藤安宅 津森四郎 高田章三 蟻村定之 莊原和 田村義質  
 秋田義種 梶山義門 堀数馬 飯島順平 中村秋香 大森鐘一 中村省三 氏家楨介 落合剛二郎 井阪右三 中  
 尾大 井上忠本 讚井逸三 堅瀬胤王 松田龍章 村岡良弼 日置春彦 大沢清臣 都テ二十九名  
 明治十二年三月四日ニ始リ同十四年三月十六日全部十卷ノ講義全ク了ぬ、毎月三次(第一二三火曜日、後水曜ニ改ム)  
 但シ二十三両年共七八ノ両月ハ全休会ニテ、通年月ヲ闕スル事廿一ヶ月(休会四ヶ月ヲ除)講席六十一次ナリ、  
 最初三四両月六席ハ小中村ノ宅ニテ催、五月以来納会迄ハ今川小路ナル桜井能監氏ノ塾ヘ出張シテ席ヲ開ケリ、初  
 会ヨリ納会迄聴講ヲ終ヘシ者ハ吉田彦鉄(中間度々欠席ハアレト)莊原和(コレハ欠席稀ナリ)ノ両君ノミ、

(35) 「小中村清矩」『近代文学研究叢書』、三一―一頁

(36) 日本法律学校については、日本大学百年史編纂委員会編『日本大学百年史』第一巻、日本大学、一九九七年、佐々木聖使「國學院と山田顕義」「神道学」一五六、一九九三年など参照。

(37) 日本法律学校規則第五条にも「本校ハ日本法律ノ研究ノ便ヲ計リ、講義録及日本法律ニ関スル著書雜誌類ヲ刊行スヘ

シ」と定められている。これら講義録に関しては、高瀬暢彦「日本法律学校講義録」『日本大学法学部創立百周年記念論文集』第一卷（日本大学法学部、一九八九年）、『日本大学百年史』第一卷、第三章「日本法律学校の開校」第三節「臨時科外講義および校外生と講義録」など参照。

(38) 『日本大学百年史』第一卷、三四〇～三四四、三五四～三五五、三八八～三八九頁

(39) 『國學院雜誌』第一卷第十四号（明治二十八年十月刊行）の彙報欄「國學院講師文学博士小中村先生の逝去」（九二頁）

(40) 皇典講究所および國學院については、皇典講究所編刊『皇典講究所五十年史』一九三二年、國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史』上、國學院大學、一九九四年など参照。明治期の皇典講究所および國學院における法制史学に焦点を当てたものに、拙稿「皇典講究所及び國學院における法制史学の変遷」『國學院大學校史・學術資産研究』一、二〇一〇年がある。また、藤田大誠「皇典講究所・國學院における日本法制史の特質」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』四、二〇一二年）は、明治期より昭和初期に至るまでの皇典講究所・國學院（國學院大學）における日本法制史の特質について論じている。

(41) 松野勇雄編・勝田郁之助記『皇典講究所第一年報』明治十七年、六〇七頁

(42) 『小中村清矩日記』の明治十五年八月の項に、林甕臣の助教就任について小中村の関与があったことが記されている。

(43) この時の嘆願書の文面は以下の通りである。ここでは矢野玄道、井上頼圀、久保季茲の名前は掲げられているが、小中村の名前は出されていない（『國學院大學百年史』上、一六八頁）。

皇典講究所生徒之儀、後來諸般之御用ニ相立候様仕度目的之内、修身・歴史・法令等之如キハ、可成古典ニ拠リ皇朝固有之文学ヲ修習為致、純粹ナル皇朝学ノ模範ト相成候様仕度、就テハ宮内省御用掛矢野玄道、井上頼圀、久保季茲等ヲ聘シ、教授指揮ヲ得候様御委託之儀、一同懇請之至ニ不堪候、此段謹テ奉及言上候、頓首々々

(44) 『小中村清矩日記』明治十五年十一月四日条には、開校式についても次のように記述されている。

四日 雨、冷氣

正午文部退出後、一時頃（通常礼服用着）皇典講究所行。本日開業式なり。神座を設ケ神降（山田氏）アリ。伶人東遊ノ舞ヲ奏ス。惣裁宮（有栖川）告諭有。幹事長（桜井）、校長（秋月）、舎長（某）等答辞ヲ申ス。了て神上アリ。式済テ饗宴アリ。大政大臣（三条）、右大臣（岩倉）、宮内卿（徳大寺）其他貴顕多ク臨席アリ。夕五時

頃帰宅。

- (45) この時期の授業科目は以下の通りである(午前、午後)に各一科目ずつ、『國學院大學百年史』上、二二頁)。
- |   |           |       |            |       |
|---|-----------|-------|------------|-------|
| 月 | 春秋左氏伝(輪講) | 秋月胤永  | 童蒙入学(講義)   | 木野戸勝隆 |
| 火 | 靖献遺言(輪講)  | 木野戸勝隆 | 万葉新採百首(講義) | 日下部成徴 |
| 水 | 神皇正統記(会説) | 日下部成徴 | 孝経(講義)     | 秋月胤永  |
| 木 | 靖献遺言(輪講)  | 秋月胤永  | 歴朝大綱(講義)   | 井上頼囿  |
| 金 | 春秋左氏伝(輪講) | 秋月胤永  | 万葉新採百首(講義) | 日下部成勝 |
| 土 | 神皇正統記(会説) | 日下部成徴 | 童蒙入門学(講義)  | 木野戸勝隆 |
- (46) 『皇典講究所第一年報』八丁
- (47) 『國學院大學百年史』上、三六〇三七頁
- (48) 『國學院大學百年史』上、八六〇八七頁
- (49) 『國學院大學百年史』上、一一四〇一六頁。この講義会での講書と担当講師は次の通りであった。「古事記」本居豊穎、「公事根源抄」大沢清臣、「日本書紀」飯田武郷、「御定書百ヶ条」内藤耻叟、「大宝令」小中村清矩、「万葉集」木村正辞、「法曹至要抄」井上頼囿、「采花物語」久米幹文、「禁秘抄」松岡明義
- (50) 『皇典講究所講演』第十六号(明治二十二年十月一日発行)「紀事」欄参照
- (51) 『皇典講究所講演』第二十一号(明治二十二年十二月十五日発行)「紀事」欄参照
- (52) 『國學院大學百年史』上、一四六〇一四七頁
- (53) 『小中村清矩日記』によれば、明治二十四年十一月十一日条以降、「午後二時國學院行」と記述されており、明治二十四年度からは午後二時からの講義に変更となったようである。
- (54) 明治二十六年第二学期の学科課程表には、一年級「制度通(一)小中村〔義象〕」、二年級「令(一)小中村〔清矩〕博士」、「法曹至要抄(一)井上〔頼囿〕」、三年級「徳川百ヶ条(一)内藤〔耻叟〕」、「令(一)小中村〔清矩〕博士」、「三代格(一)井上〔頼囿〕」と設定されており、池辺義象が一年級の科目を担当している(「」内は筆者注)。「同窓会雑誌」第二十号(明治二十七年発行)「雑報」欄参照。

(55) 『小中村清矩日記』明治二十七年一月十七日条

(56) 大沼宜規「古典講習科時代の小中村清矩―日記にみる活動と交友―」五〇～五一頁

(57) 晩年の『令義解』講義録の執筆は未完に終わったが、これまでに述べてきたように、小中村は教鞭を執った種々の教育機関において講義録をいくつか残している。本稿では、これらの講義録の内容について詳しく取り上げることができなかったもので、稿をあらためて講義録を検証していきたい。なお、本稿では触れられなかったが、小中村の講義録には、明治二十二年に刊行された専修学校政治科での「制度沿革」講義録や國學院一期生の岩崎春彦が筆記した「令義解講義」の講義録（國學院大學図書館所蔵）も存する（拙稿「國學院大學図書館所蔵「小中村博士令義解講義」について」『國學院大學日本文化研究所報』二五四、二〇〇七年参照）。